

令和7年度

# 障害児通所支援事業者育成事業

**【事業内容】**

**機関支援**

○事業所でのこどもの支援や運営について相談したいこと、改善したいこと、困っていることはありませんか？

年度内に原則 3 回、事業所を訪問し、障害児支援技術、通所支援計画に基づいた支援、家族支援、関係機関との連携など、事業所における支援に関して助言・指導を行います。（過去の相談内容は裏面参照。）



**研修**

○年に3回程度、事業所向けの研修を実施します。日程や内容等の詳細が決まり次第、障害支援課よりご案内します。

**【対象】**

堺市の指定する放課後等デイサービス事業所、児童発達支援事業所（多機能型を含む）

**【募集事業所】**

募集枠は 52 事業所です。過去に利用した事業所も申し込み可能ですが、申込数が多数となった場合は、新規の利用申込事業所や事業開始から3年以内の事業所を優先とし、選考いたしますので、ご希望に添えない場合がございます。利用の可否や担当実施機関については後日障害支援課よりご連絡します。

**【利用申し込み】**

令和7年4月30日（水）までに① か ② の方法でお申し込みください。

① 堺市障害支援課あてメールにて別添の「利用希望申込書」を送信。

② 以下 URL から堺市電子申請システムにて利用希望を申請。

<https://lgpos.task-asp.net/cu/271403/ea/residents/procedures/apply/0790473e-6942-4e8d-a440-ca5b7d8937e9/start>

**【実施機関】**

法人名	代表事業所名
社会福祉法人 コスモス	コスモス地域福祉活動センターえと
社会福祉法人 堺あすなる会	地域生活支援センターフィットウェル
NPO 法人 びーす	びーすの児童デイばんだ
社会福祉法人 こころの窓	青い鳥初芝教室

**【本事業についての問い合わせ先・申込み先】**

堺市 健康福祉局 障害福祉部  
 障害支援課 障害児・発達障害支援係  
 ☎ 228-7411 Fax 228-8918  
 E-Mail : [shoen@city.sakai.lg.jp](mailto:shoen@city.sakai.lg.jp)



## 育成事業で行った支援（相談内容）

<b>①利用児について（個別ケースのご相談）</b> ・困った行動への対応（他害がある、自傷が強い、噛む行為が頻繁、暴言が激しい、高所にのぼる、こだわりがキツイ、特定の児童への執着が強い、自慰行為、感覚過敏、過食傾向など） ・家庭環境に課題がある（愛着障害と思われる、家庭基盤が弱い、児童養護施設に入所中、DV問題があった家庭など） ・その他（活動に参加できない、馴染みにくい、不登校など）（LD、AD/HD、ASDの支援、精神疾患がある子の対応） 事業所からの聞き取りや当該児の行動観察を行った上で、事業所といっしょに支援方法を検討します。1回で解決しづらいケースは継続して支援。年度をまたぎ引き続いて相談にのっているケースもあります。また、職員会議に参加しての事例検討や、アセスメント作成のヘルプも行っています。	
<b>②活動全体（プログラム含む）について</b> 療育のスケジュール、療育教材の作り方や効果的な使用方法、個別療育の教材と評価、学習や宿題への支援、遊びについて トイレトレーニングや排泄への支援、絵カード等のコミュニケーション支援、おやつやクッキングのことなど ニーズにあわせ他事業所での取組の紹介や（希望があれば）見学の段取りをしています。	
<b>③保護者支援について</b> ・保護者のニーズの受け止め、整理の仕方 ・保護者や児童への支援計画等の報告の仕方 ・質問や要望にどこまでこたえられるか、関わり方 ・保護者会について 家庭環境等の課題で対応の難しいケースは、必要な機関につなぐなどして解決へ向かうよう工夫をします。	<b>④関係機関との連携</b> ・相談支援の必要性と利用の仕方 ・児童発達支援センターについて ・他事業所との支援の共通化について ・他機関との利用児（及び保護者）の情報共有 ・学校・園との連携 ・サ担会議のないケースの、関係機関との連携
<b>⑤事業運営について</b> ・職員配置について（それに伴う変更届等、児発管の役割、保育士の更新制度、専門職種用、産休に伴う体制の見直しなど） ・事業管理や基準に関わること（受給者証の発行の流れ、記録しておくべき各種書類、その保管や押印、事故や苦情の対応） ・各種委員会など（虐待・身体拘束・感染症の委員会、その会議や研修の取り方、虐待の内容と線引き、BCP作成など） ・個別支援計画のこと（計画の目標設定、一連の流れ、支援記録の方法、現場と計画の関連、長期休暇しきれない子の立て方） ・人材育成、研修に関すること（職員の育成、事業所内での研修の進め方について、職員研修や支援会議の持ち方など） ・その他（業務の簡素化、職員間の連携、処遇改善加算について、臨時特別交付金について、事業所の将来など） 訪問員でわかりかねる内容は預かって帰り、後日に調査等をして回答しています。 職員研修については、訪問員が講師をつとめ、研修を実施することもあります。	
<b>⑥その他（進路含む）</b> ・小中学校の通常学級・支援学級・通級指導教室について ・進学（中学校・支援学校中学部、高校・専修学校等） ・ティを卒業していく子の進路、その援助 ・マスクについて（表情がわかりにくい）（今後の対応は） ・あいの一との活用 ・保育所等訪問について ・地域交流について ・インクルージョンの動向について ・学校送迎のこと（送迎の仕方の違い、先生の理解不十分） ・登校していない日の朝からの受け入れ ・ティ閉鎖の段階と原因について ・利用者確保のための活動方法について	

## 育成事業の研修、実施記録

- ▼中学校卒業後の進路について 大阪府教育長 支援教育課 指導主事 田村英明先生  
 18歳からの進路について 堺市障害者就業・生活支援センター 松林利典氏 堺市障害福祉サービス課担当者
- ▼「問題となる行動の理解と対応」「問題行動への対応」計3回 大阪大谷大学教育学部 教授 小田浩伸先生
- ▼子どもの発達と保護者支援～子どもを笑顔にする 療育の在り方を考える～ NPO法人福祉広場 理事長 池添素先生
- ▼愛着につまずきが見られる子どもについて NPO法人びーす 臨床心理士 永原亜裕美氏
- ▼児童の発達について 一子どもとの豊かなコミュニケーションのためにー  
 大阪府立大学 地域保健学域 教育福祉学類 准教授 木曾陽子先生
- ▼個別支援計画 NPO法人びーす 理事長 小田多佳子
- ▼応用行動分析について「褒める達人になろう」「問題行動への対処方法」 関西福祉科大学 作業療法学専攻 倉澤茂樹先生
- ▼障害児の内面世界を考える 「問題行動」から見える子どもの「おもい」や「ねがい」  
 日本福祉大学中央福祉専門学校非常勤講師 松本和剛先生
- ▼自閉症の理解とライフステージに応じた支援 自閉症eサービス全国ネット 中山清司先生
- ▼堺市の子どもに関わる機関の役割について知ろう！ アプリコット堺・堺市社会福祉事業団
- ▼自閉スペクトラム症の子どものココロの理解 立命館大学 教授 三木裕和先生
- ▼事業所交流会（保護者との連携の工夫・課題について、個別の支援計画とそのプログラム、意思決定支援 事業所の実践の交流）



障害児等療育支援事業のご利用について



【事業内容】

障害のある児童や発達に不安のある児童の地域における生活を支えるため訪問や外来による療育、相談支援や保育所等への技術指導を行います。

- ① 自宅への訪問による相談、指導
- ② 事業所への通所による相談、指導
- ③ 保育所や障害児通所支援事業所の職員への指導、助言



【事業を利用できる方】

- ① 市内在住の障害のある児童その他療育の必要な児童及びその保護者  
(ただし、障害児通所支援、障害児入所支援又は障害福祉サービス等を利用している場合は対象外)
- ② 施設支援指導事業の対象者は、障害児通所支援事業所、学校、保育所等の関係機関



【利用希望する場合は】

下記の指定実施機関へ直接電話等で連絡してください。利用料は無料です。

【指定実施機関（代表事業所）】

法人名	代表事業所名	事業所所在地	電話番号 ファックス番号	他の事業 実施場所
社会福祉法人 コスモス	コスモス地域福祉活動 センターえると	東区野尻町 8 番地 4	☎ 288-1050 Fax 288-1717	堺区/南区/北区
社会福祉法人 堺あすなろ会	地域生活支援センター フィットウェル	南区深坂南 119 番地	☎ 242-6605 Fax 237-0900	中区
社会福祉法人 大阪府肢体 不自由者協会	障がい児通所支援 泉北びよんびよん教室	南区城山台 5 丁 1-2 ファインプラザ大阪内	☎ 294-8113 Fax 294-8113	
社会福祉法人 堺市社会福祉 事業団	堺市立もぎ園 堺市立つぼみ園	西区上野芝町 2 丁 4-1 南区城山台 5 丁 1-4	☎ 279-0500 Fax 270-2126 ☎ 299-2031 Fax 299-2100	
NPO 法人 びーす	びーすの児童デイ ぱんだ	北区百舌鳥梅町 3 丁 39-32	☎ 242-7765 Fax 250-9061	
社会医療法人 ベガサス	ベガサス福祉 相談支援センター	西区鳳北町 10-10 アネックスビル 2 階	☎ 265-7788 Fax 265-7789	
社会福祉法人 こころの窓	青い鳥初芝教室	東区日置荘西町 4-36-11 伊勢住宅初芝 1 階	☎ 286-2260 Fax 286-2268	

地域支援特別事業実施機関

あそびの場、保護者交流の場、学習会、親子の居場所、「あいふあいる」活用セミナー等の事業を行っています。

<第 1 回>		<第 2 回>		<第 3 回>		<第 4 回>		<第 5 回>	
日	7月17日(木)	日	9月12日(金)	日	11月19日(水)	日	12月19日(金)	日	2月26日(木)
場	フェニーチェ堺 2階 多目的室	場	フェニーチェ堺 2階 多目的室	場	フェニーチェ堺 3階 文化交流室	場	フェニーチェ堺 2階 多目的室	場	フェニーチェ堺 2階 多目的室
10:30	受付	10:30	受付	10:30	受付	10:30	受付	10:30	受付
10:45	1年目オリエンテーション	10:45	受付	10:45	受付	10:45	受付	10:45	受付
11:00	発達とこども理解 I 社会福祉法人 泉南福祉会 発達こども課 岡本 啓祐 理事	11:00	重症心身障害児、精神不自由児の リハビリテーション 堺市立発達障害支援センター 発達科 藤田 浩二 主任	11:00	堺市の障害児支援体制と 福祉制度 堺市 障害児部 障害支援課 障害児・発達支援所 伊東 洋史 課長	11:00	重度の障害や疾患を有する こどもの理解と支援 大阪府立発達障害支援センター 発達科 佐藤 浩二 主任	11:00	発達とこども理解 II 社会福祉法人 泉南福祉会 発達こども課 岡本 啓祐 理事
12:30	昼休憩	12:30	昼休憩	12:30	昼休憩	12:30	昼休憩	12:30	昼休憩
13:30	発達とこども理解 III 社会福祉法人 泉南福祉会 発達こども課 岡本 啓祐 理事	13:30	児童発達支援センターにおける 療育・訓練等～支援の実践～ 社会福祉法人 泉南福祉会 発達こども課 岡本 啓祐 理事	13:30	知的障害・発達障害の理解と支援 I びんクリニク 医師 申川 元氏	13:30	発達障害と二次障害 堺市発達障害者支援センター アブリコット堺 所長 吉川 直哉氏	13:30	事例検討 I 梅花女子大学 教授 伊丹 昌一氏
14:00	休憩(10分)	14:00	休憩(10分)	14:00	休憩(15分)	14:00	休憩(15分)	14:00	休憩(15分)
15:10	発達とこども理解 IV 社会福祉法人 泉南福祉会 発達こども課 岡本 啓祐 理事	15:10	児童発達支援センターにおける 療育・訓練等～支援の実践～ 社会福祉法人 泉南福祉会 発達こども課 岡本 啓祐 理事	15:10	知的障害・発達障害の理解と支援 II びんクリニク 医師 申川 元氏	15:10	虐待と家族支援 堺市子ども相談所 家庭支援課 主任 魚住 政子氏	15:10	事例検討 II 梅花女子大学 教授 伊丹 昌一氏
16:00	オリエンテーション	16:00	オリエンテーション	16:00	オリエンテーション	16:00	オリエンテーション	16:00	オリエンテーション
16:00	終了予定	16:00	終了予定	16:00	終了予定	16:00	終了予定	16:00	終了予定
16:50	オリエンテーション	16:50	終了予定	16:50	終了予定	16:50	終了予定	16:50	終了予定
17:00	終了予定	17:00	終了予定	17:00	終了予定	17:00	終了予定	17:00	終了予定

★各開催日時をご確認の上、ご応募ください。  
 ★研修スケジュールは事前に送付する資料データを各自印刷の上、ご持参ください。  
 ★各日程において受付時間・会場が異なりますのでご注意ください。  
 ★昼食等は各自でご用意ください。  
 ★急遽欠席される場合は、担当課の障害支援課（072-228-7411）もしくは、総務支援課（072-228-0283）に必ずご連絡ください。

<第 1 回>		<第 2 回>		<第 3 回>		<第 4 回>		<第 5 回>	
日	7月11日(金)	日	9月2日(火)	日	10月17日(金)	日	12月3日(火)	日	2月5日(木)
場	フェニーチェ堺 2階 多目的室	場	フェニーチェ堺 2階 多目的室	場	フェニーチェ堺 2階 多目的室	場	フェニーチェ堺 2階 多目的室	場	フェニーチェ堺 2階 多目的室
10:30	受付	10:30	受付	10:30	受付	10:30	受付	10:30	受付
10:45	2年目オリエンテーション	10:45	受付	10:45	受付	10:45	受付	10:45	受付
11:00	関係機関との連携 I 泉南福祉会 支援教育課 障害者権利相談支援センター 研修センター	11:00	「あい・ふあいる」活用の実際 特定非営利活動法人 びーす	11:00	発達 奈良大学 教授 金澤 忠博氏	11:00	交流会	11:00	交流会
12:30	昼休憩	12:30	昼休憩	12:30	終了予定	12:30	昼休憩	12:30	昼休憩
13:30	関係機関との連携 II さかいこひまわり あい・すてーしょん	13:30	個別支援計画の作成と活用 梅花女子大学 教授 伊丹 昌一氏	13:30	発達 奈良大学 教授 金澤 忠博氏	13:30	発達 奈良大学 教授 金澤 忠博氏	13:30	事例検討 III 社会福祉法人 水仙園社会 参与 若嶋 隆彦氏
14:30	休憩(15分)	14:30	休憩(15分)	14:30	休憩(15分)	14:30	休憩(15分)	14:30	休憩(15分)
15:45	障害受容と保護者支援 さかいハットツボの会 堺市発達障害者支援センター・ アブリコット堺	15:45	施設における支援体制 梅花女子大学 教授 伊丹 昌一氏	15:45	発達 奈良大学 教授 金澤 忠博氏	15:45	発達 奈良大学 教授 金澤 忠博氏	15:45	事例検討 IV 社会福祉法人 水仙園社会 参与 若嶋 隆彦氏
16:45	オリエンテーション	16:45	オリエンテーション	16:45	オリエンテーション	16:45	オリエンテーション	16:45	オリエンテーション
17:00	終了予定	17:00	終了予定	17:00	終了予定	17:00	終了予定	17:00	終了予定

★各日程において受付時間・会場が異なりますのでご注意ください。  
 ★欠席される場合は、講師・担当課の障害支援課（072-228-7411）もしくは、総務支援課（072-228-0283）に必ずご連絡ください。  
 ★過去に研修講座を受講していた方で、欠席等による受講料が0円ある方へ  
 未受講の講座について受講いただけます。上記日程表にて各回をご確認いただき、受講を希望される場合は、受講確保や資料送付等の都合上、事前に担当課に連絡をお願いします。

## 堺市障害児支援等関係機関連絡会について

### 【目的】

障害あるいはその疑いのある児童とその保護者の多様なニーズに継続的、かつ総合的に対応し、必要な支援を行うため、関係機関相互の連携体制を一層充実させることを目的として、堺市障害児支援等関係機関連絡会を設置する。

### 【内容】

- 1.各機関のケースに関する進路指導状況等の報告又は検討
- 2.各関係機関の事業紹介及び情報共有
- 3.困難ケースに関する事例検討等による有効な機関連携の推進
- 4.障害児支援体制（施策等）の推進状況の現状及び課題の把握

⇒堺市障害者施策推進協議会障害児支援専門部会へ報告

### 【事務局】

障害支援課 障害児・発達障害支援係

### 【構成機関等】

構成機関	参加月
障害支援課	定例開催月
各保健センター	定例開催月
各区子育て支援課	定例開催月
幼保支援課	定例開催月
教育委員会 支援教育課	4～6月、9月
教育委員会 教育センター	9月
児童発達支援センター	5および6月、年2～4回（参加月、頻度は各区で調整）
その他関係機関	必要とする関係機関について随時依頼

### 【連絡会における個人情報の取扱いについて】

当該連絡会における個人情報の取扱いについては、これまで堺市個人情報保護条例に基づき制限を受けないものとしてきたが、令和5年4月1日に「個人情報の保護に関する法律」が施行されたことにより、この条例が廃止された。

については、「個人情報の保護に関する法律」の以下条文に基づき取り扱い、制限を受けないものとする。

（法律への変更の上で制限される範囲に変更はないことは政情報課へ確認済。）

### 個人情報の保護に関する法律（抜粋）

#### （個人情報の保有の制限等）

第61条 行政機関等は、個人情報を保有するにあつては、法令（条例を含む。第66条第2項第3号及び第4号、第69条第2項第2号及び第3号ならびに第四節において同じ。）の定める所掌事務又は業務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用目的をできる限り特定しなければならない。

2 行政機関等は、前項の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。

#### （不適正な利用の禁止）

第63条 行政機関の長（第2条第8項第4号及び第5号の政令で定める機関にあつては、その機関ごとに政令で定める者をいう。以下この章及び第174条において同じ。）、地方公共団体の機関、独立行政法人等及び地方独立行政法人（以下この章及び次章において「行政機関の長等」という。）は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない。

#### （利用及び提供の制限）

第69条 行政機関の長等は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

二 行政機関等が法令の定める所掌事務又は業務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であつて、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。

三 他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。

四 行政機関の長等は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保有個人情報の利用目的以外の目的のための行政機関等の内部における利用を特定の部局若しくは機関又は職員に限るものとする。